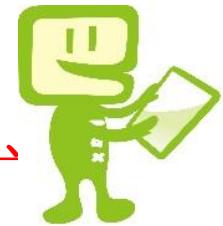


＜えつ、これも申告が必要だったの？＞

以下のような場合には、法人税等の申告・
所得税等の源泉徴収が必要となりますので、ご注意ください！



- 法人や団体が、インターネットなどを利用した取引等により、対価を得た場合には、法人税等の申告が必要です。
(具体例)
 - 貸し自転車・自動車、その他備品等の貸出料
 - 工場やカフェを撮影・ロケスペースとして提供したレンタル料
- 宗教法人などの公益法人等やマンション管理組合などの人格のない社団等が、税務上の収益事業を行う場合には、法人税等の申告が必要です。
(具体例)
 - 宿坊（1泊1000円を超える宿泊料）の宿泊料
 - 空きスペースや空き駐車場の貸付けによる収益
- 非居住者や外国法人に対して、一定の「国内源泉所得」を支払う者は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が必要です。
(具体例)
 - 工業所有権又は著作権の使用料等
 - 国内にある不動産の賃借料

<よくある申告漏れの事例(インターネットなどを利用した取引)>

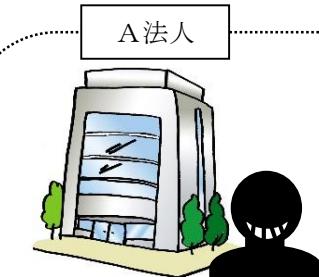
意図的な申告漏れを把握した場合等には、厳正な実地調査を実施しています。
無申告・過少申告の場合は、加算税が課される場合があります！

適正申告を！

個人を装い法人所有のモノ・場所・技能を提供し、

その利益を法人の売上から除外して申告している事例が見られます。

CASE: 法人所有の空き部屋を個人名義でシェア



代表者：X田

法人所有の
空き部屋

通常は従業員専用宿舎

① 登録



従業員

空き部屋貸します！

1泊あたり 7,000円

●駅から徒歩3分

申込みは、X田(O×△@nta.xx.jp)まで！

観光地に行くのに、
この辺りの民泊を
借りたいなあ。

使っていない従業員用宿舎を
レンタルして稼ごう！
個人名でアプリに登録すれば、
税務署にもばれないだろう…。

個人口座

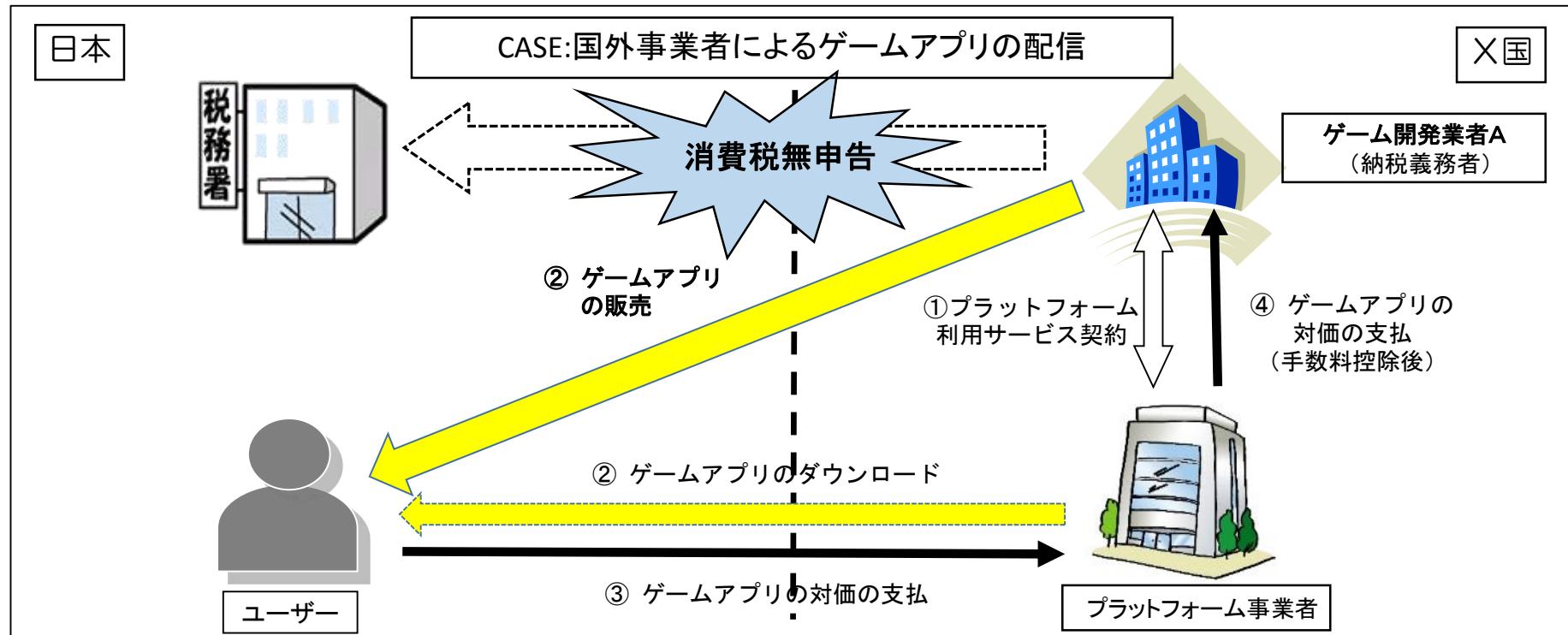
③ 売上除外

② メールで申込み

X田の個人名義の口座に料金を振り込み

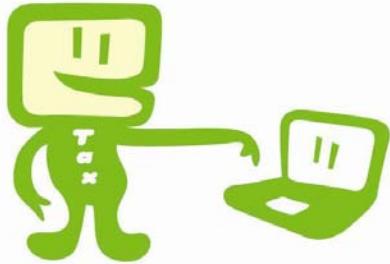
＜よくある申告漏れの事例（クロスボーダー消費税）＞

国境を越えて行われるデジタルコンテンツ配信等の
役務提供に係る消費税（「クロスボーダー消費税」）に関し、
国外事業者と消費者間の取引（「BtoC取引」）については、
国外事業者に消費税の申告納税義務があります！



<適正申告等をお願いします>

～ 更に詳しく調べる場合 ～



国税庁HP 《<http://www.nta.go.jp/>》

- よくある税の質問を参照する場合には
タックスアンサー
《<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>》
- 申告書の記載方法を調べる場合には
平成30年版 法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引
《<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/tebiki2018/01.htm>》
- 源泉徴収について調べるには
《<http://www.nta.go.jp/users/gensen/index.htm>》
- e-Taxについて調べるには
《<http://www.e-tax.nta.go.jp/>》
- 納税証明書・納税手続について調べるには
《<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/mokujii.htm>》
- お近くの税務署を調べるには
《<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm#map>》

軽減税率制度に関する情報は
国税庁ホームページ

消費税の軽減税率制度 をクリック

軽減税率対応に係る事業者向け支援策の情報は
軽減税率対策補助金事務局 <http://kzt-hojo.jp/>

ネットが便利
申告・納税

e-Tax イーダ君

イータ君

国税電子申告・納税システム